	令和2年度 第8回選別会議記録
日時	令和2年3月25日(木)14:10~14:30
出席者	資料課 高﨑、小川、齊藤、関根、長谷川、澤内
議題	企業局、福祉子どもみらい局 簿冊文書の選別案について

1 開会

2 主な検討等の内容

○企業局

- ・再検討となっていたNo. 29~37の選別案について、過去の選別状況等の確認結果を担当から説明した。
- ・同種の文書について、過去10年間で選別した実績はなく、全て廃棄としていた。保存実績として も昭和35年度の文書のみであった。
- ・以上より、過去の選別実績との整合を図ること、新たに「保存」とする特段の事情はないことから、上記の文書は原案どおり「廃棄」とする。

○福祉子どもみらい局

- ・修正案について、担当が説明を行った。
- No. 15~17、21~24については、設備に関する図面については廃棄とし、建物に関する図面については保存とする。
- No. 18、19については、建物の新築や用途廃止に関する記載があるため、原案どおり保存とする。
- No109、115~117については、昭和30年以前の年月日の記載があったため、選別基準に(3)を追記する。

3 結果

○企業局

・担当者原案を資料課の選別案とする。

○福祉子どもみらい局

- ・修正案を資料課の選別案とする。
- ※令和2年度選別会議は今回で最後となる。すべての資料課選別案は館長決裁の上で正式に決定される。

令和2年度 福祉子どもみらい局 簿冊文書選別記録

担当:澤内

室課別選別結果一覧表

	組織名		引渡数			保存数		廃棄数	備考
部	課	30年 保存文書	10年 保存文書	小計	30年 保存文書	10年 保存文書	小計		
_	人権男女共同参画課	0	5	5	0	4	4	1	
子どもみらい部	次世代育成課	0	2	2	0	0	0	2	
子どもみらい部	私学振興課	0	6	6	0	5	5	1	
福祉部	高齢福祉課	21	0	21	8	0	8	13	
福祉部	障害福祉課	0	15	15	0	0	0	15	
福祉部	生活援護課	142	142	284	142	142	284	0	
	合 計	163	170	333	150	151	301	32	

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別結果	理由	選別基準	細目 基準	保存実績
1	福祉 子ども みらい 局	_	人権男女 共同参画 課	-	男女共同参画 審議会委員選 考資料	1	2	10年		男女共同参画審議会委員を選考するために収集した資料が綴られている文書	県民部	人権男 女共同 参画課	廃棄	県職員が参考資料として 収集したインターネットサイトのコピー等であるため、 廃棄とする。			なし
2	福祉 子ども みらい 局	_	人権男女 共同参画 課	-	第1期男女共同 参画審議会委 員委嘱関係	1	1	10年	(7年延長)	第1期神奈川県男女共同参画審議 会委員の選任方針伺いや、委員就 任依頼及び関係団体への委員推薦 依頼、被推薦者への委嘱に関する文 書		人権男 女共画課	保存	附属機関等委員の任免に 関する調書のため、保存と する。	(2)才	15(2)	なし
3	福祉 子ども みらい 局	_	人権男女共同参画課	-	第2期男女共同 参画審議会委 嘱関係	1	1	10年	(5年延長)	第2期神奈川県男女共同参画審議 会委員の改選方針伺いや、委員就 任依頼及び関係団体への委員推薦 依頼、被推薦者への委嘱に関する文 書		人権男 女共同 参画課	保存	附属機関等委員の任免に 関する調書のため、保存と する。	(2)オ	15(2)	なし
4	福祉 子ども みらい 局	_	人権男女 共同参画 課	-	第3期男女共同 参画審議会委 員委嘱関係	1	1	10年	(3年延長)	第3期神奈川県男女共同参画審議会専門部会の設置及び運営に関する要領の制定伺い、委員の委嘱伺いや、第3期神奈川県男女共同参画審議会委員の選任方針伺い、委員就任依頼及び関係団体への委員推薦依頼、被推薦者への委嘱に関する文書		人権男女共同参画課		附属機関等委員の任免に 関する調書が含まれるた め、保存とする。	(2)才	15(2)	なし
5	福祉 子ども みらい 局		人権男女共同参画課	-	第3期情報公開 関係	1	2	10年	(3年延長)	第3期神奈川県男女共同参画審議会の開催予定、審議速報、審議結果について、「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」に基づき、県HPへの掲載や県政情報センター及び議会図書館への配架を伺う文書	県民部	人権男 女共同 参画課	保存	審議会の正規の開催分に 関する文書が含まれるた め、保存とする。	(2)才	7(2)	なし
6	福祉 子ども みらい 局	みらい	次世代育 成課	_	平成20年度保育所運営費国庫負担金実績報告	1	3	10年		児童福祉法による保育所運営費国 庫負担金に係る事業実績報告書及 び支出に関係する文書	保健福 祉部	子ども 家庭課	廃棄	国庫負担金の交付に関する文書で、内容が軽易で あるため廃棄とする。	_	_	なし

No.	局	部	課	整理番号	対象文		冊数		保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別結果	理由	選別基準	細目 基準	保存実績
	子ども みらい 局	みらい 部		_	平成20年度 育所運営費 費負担金実 報告	集績	1		·	平成21年度	児童福祉法による保育所運営費県 費負担金に係る事業実績報告書及 び支出に関係する文書	保健福祉部	家庭課		県費負担金の交付に関する文書で、内容が軽易で あるため廃棄とする。	1	_	なし
8	子ども みらい 局	みらい 部		_	専修学校の 科の設置廃 (収容定員) 係る学則変	止に更届	1箱		·	平成21年度	づき学校法人から提出された学科の 設置又は廃止等に係る届出及び関 係書類		興課		認可ではないものの、学校 法人による学科設置等に 係る届出であるため、保存 とする。		13(5)	なし
9	福祉 子ども みらい 局	みらい	私学振興 課	-	寄附行為変認可申請書中高·専各· 報園)	(小	1箱	-	10年	平成21年度	私立学校法に基づき各学校法人から提出された寄附行為の変更申請に 対する認可伺いの文書		学事振興課		知事認可に係る文書のため、保存とする。	(2)オ	13(5)	なし
10	子ども みらい 局	みらい 部		-	寄附行為褒届(小中高·各·幼稚園)	専	1箱				私立学校法に基づき各学校法人から提出された所在地又は学校名の変 更並びに当該変更に伴う寄附行為 の変更に係る届出関係書類		興課		届出であり、軽易な内容で あるため、廃棄とする。		-	なし
11		福祉 部	高齢福祉課	_	鎌倉老人ホ 増築工事	ラン [1	7	30年		県立鎌倉老人ホームの増築工事に 関する図面の綴り	民生部	福祉課		県有財産の取得に関する 資料のため、保存とする。	(2)才	12(1)	なし
12		福祉 部	高齢福祉課	_	鎌倉老人ホ 増改築工事		1	5	30年	昭和45年度 (19年延長)	県立鎌倉老人ホームの増改築工事 に関する図面の綴り	民生部	社会課	保存	県有財産の取得に関する 資料のため、保存とする。	(2)才	12(1)	なし
13		福祉 部	高齢福祉課	_	県立養老院 面集	至 図]	1	9	30年		相模原老人ホームの新築工事に関する図面の綴り	民生部	保護課	保存	県有財産の取得に関する 資料のため、保存とする。	(2)才	12(1)	なし
14		福祉部	高齢福祉 課		横老(横須 一・第二老 ホーム) 関係 料	人	1	7	30年	昭和50年度 (14年延長)	横須賀第一・第二老人ホームに係る 入所選考要綱、入所手続等の通知 及び施設概要の写し並びに横須賀 第一老人ホームの敷地譲渡に関す る県職員間の引継用概略が綴られて いる文書		老人福祉課		写しのほか、県職員間の 引継用概略等、担当者の 手持ち資料と見られる資 料であり、歴史的な公文書 には該当しないため、廃棄 とする。	-	-	なし

No.	_	部	課	整理番号			厚さ	保存 期間		内容	作成 部局	作成 組織	選別結果	理由	選別基準	細目 基準	保存実績
15	福祉 子ども みらい 局	福祉部	高齢福祉課	_	野比老人ホーム 新築工事(職員 宿舎-電気)	1	3	30年		横須賀老人ホーム新築工事(職員宿舎内電気設備)に関する図面の綴り	民生部	老人福祉課	廃棄	県有財産の取得ではあるが、付帯設備に関する図面のみであるため、廃棄とする。			なし
	子ども みらい 局	部	高齢福祉課	-	重度特別養護 老人ホーム新築 工事 衛生・暖房設備 工事	1			(7年延長)	生・暖房設備)に関する図面の綴り		老人福祉課		県有財産の取得ではある が、付帯設備に関する図 面のみであるため、廃棄と する。	_	_	なし
	子ども みらい 局	部	高齢福祉 課		横須賀老人 ホーム設備改修 工事(建築)	1		,	(7年延長)	横須賀老人ホームの改修工事(建物部分)に関する図面の綴り		祉課		県有財産の取得に関する 資料のため、保存とする。		(_ ,	なし
18	福祉 子ども みらい 局		高齢福祉課	_	旧県立老人 ホーム 建物台 帳1	1	4	30年	(7年延長)	箱根老人ホーム、鎌倉老人ホーム、 七里ガ浜老人ホーム、相模原老人 ホーム、横須賀第一・第二老人ホー ムの建物台帳が綴られている文書	民生部	老人福祉課		建物の新築や用途廃止等 に関する記載があり、県有 財産の管理に関する資料 のため、保存とする。	(2)才	12(2)	なし
19	福祉 子ども みらい 局		高齢福祉課	-	旧県立老人 ホーム 工作物 台帳	1	4	30年	(7年延長)	箱根老人ホーム、鎌倉老人ホーム、七里ガ浜老人ホーム、相模原老人ホーム、相模原老人ホーム、横須賀第一・第二老人ホームの工作物台帳が綴られている文書	民生部	老人福祉課		建物の新築や用途廃止等 に関する記載があり、県有 財産の管理に関する資料 のため、保存とする。	(2)才	12(2)	なし
20	福祉 子ども みらい 局		高齢福祉課	_	箱根老人ホーム 耐震補強工事 調査設計	1	12	30年		建築工事課から送付された、県立箱根老人ホームの耐震補強工事調査設計業務の完了に伴う調査設計書	福祉部	老人福祉課	保存	公共施設の建物の工事に 関する資料のため、保存と する。	(2)才	21(1)	なし
21	福祉 子ども みらい 局		高齢福祉課		七里ガ浜特養 電気・暖房設備 引継ぎ図面	1	2	30年		鎌倉特別養護老人ホーム新築工事 (電気・暖房設備)に関する図面の綴り	民生部	保護課	廃棄	県有財産の取得ではある が、付帯設備に関する図 面のみであるため、廃棄と する。	_	_	なし

No.	局	部	課	整理番号		冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
22		福祉 部	高齢福祉課		七里ガ浜老人 ホーム増改修工 事(浄化槽他) 竣工図	1	2	30年	昭和56年度 (8年延長)	七里ガ浜老人ホームの増改築工事 (浄化槽等)に関する図面の綴り	民生部	老人福福祉課	廃棄	県有財産の取得ではあるが、付帯設備に関する図面のみであるため、廃棄とする。			なし
23	子ども みらい 局		高齢福祉課	_	七里ガ浜老人 ホーム増改修工 事(電気、衛 生、昇降機、機 械) 竣工図	8	24	30年	昭和57年度 (7年延長)	(電気・衛生設備等)に関する図面の 綴り		福祉課		県有財産の取得ではあるが、付帯設備に関する図面のみであるため、廃棄とする。	-	1	なし
24		福祉 部	高齢福祉課	_	七里ガ浜老人 ホーム改修工事 (建築)	1	4	30年	平成元年度	七里ガ浜老人ホームの改修工事(建物部分)に関する図面の綴り	福祉部	老人福祉課	保存	県有財産の取得に関する 資料のため、保存とする。	(2)才	12(1)	なし
25	福祉 子どらい 局	福祉部	障害福祉課	-	平成17年度 と もしび生産振興 事業費補助	1	1	10年	平成17年度(4年延長)	神奈川県障害者地域作業所連絡協議会が、障害者の社会参加推進、障害者施設及び地域作業所等での生産活動の支援並びに障害者の理解と啓発のために実施するともしび生産振興事業に係る補助金の交付決定通知や実績報告書、支出関係等の文書	保健福祉部	障害福 祉課	廃棄	経理関係の文書が主であるため、廃棄とする。			なし
26		福祉部	障害福祉 課	_	平成18年度 と もしび生産振興 事業費補助	1	1	10年	平成18年度 (3年延長)	神奈川県障害者地域作業所連絡協議会が、障害者の社会参加推進、障害者の社会参加推進、障害者施設及び地域作業所等での生産活動の支援並びに障害者の理解と啓発のために実施するともしび生産振興事業に係る補助金の交付決定通知や実績報告書、支出関係等の文書	保健福祉部	障害福 祉課	廃棄	経理関係の文書が主であるため、廃棄とする。	_	-	なし

N). 局	部		整理番号	対象文書		厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別結果	理由	選別基準	細目 基準	保存実績
2	7 福子み局 	も部	障害福祉 課	-	平成19年度 と もしび生産振興 事業費補助	1	1	10年	(2年延長)	神奈川県障害者地域作業所連絡協議会が、障害者の社会参加推進、障害者施設及び地域作業所等での生産活動の支援並びに障害者の理解と啓発のために実施するともしび生産振興事業に係る補助金の交付決定通知や実績報告書、支出関係等の文書	保健福祉部	障害福 祉課	廃棄	経理関係の文書が主であるため、廃棄とする。	-	_	なし
2	8 福祉 福子み局	も部	障害福祉 課	-	平成20年度 ともしび生産振興 事業費補助	1	1	10年	(1年延長)	神奈川県障害者地域作業所連絡協議会が、障害者の社会参加推進、障害者施設及び地域作業所等での生産活動の支援並びに障害者の理解と啓発のために実施するともしび生産振興事業に係る補助金の交付決定通知や実績報告書、支出関係等の文書	保健福祉部	障害福 祉課		経理関係の文書が主であるため、廃棄とする。	-	_	なし
2	9 福祉 福子み局	も部	障害福祉 課	_	平成21年度 と もしび生産振興 事業費補助	1	1	10年		神奈川県障害者地域作業所連絡協議会が、障害者の社会参加推進、障害者施設及び地域作業所等での生産活動の支援並びに障害者の理解と啓発のために実施ともしび生産振興事業に係る補助金の交付決定通知や実績報告書、支出関係等の文書		障害福 祉課	廃棄	経理関係の文書が主であるため、廃棄とする。	-	_	なし
3	0 福祉 子み局	も部	障害福祉 課	-	平成17年度 神奈川県障害者 地域作業所連絡協議会事業 費補助	1			(4年延長)	請書、交付決定通知や実績報告書、 支出関係等の文書	祉部	祉課		経理関係の文書が主であるため、廃棄とする。	_		平成2,9,10 年度
3	1 福祉 子 み 局	も部	障害福祉 課	_	平成18年度 神奈川県障害者地域作業所連絡協議会事業費補助	1	2	10年	(3年延長)	神奈川県障害者地域作業所連絡協議会の事業に係る補助金の交付申請書、交付決定通知や実績報告書、 支出関係等の文書		障害福 祉課	廃棄	経理関係の文書が主であるため、廃棄とする。	_		平成2,9,10 年度

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別基準	細目 基準	保存実績
32		福祉 部	障害福祉 課	_	平成19年度 神 奈川県障害者 地域作業所連 絡協議会事業 費補助	1	2	10年	(2年延長)	神奈川県障害者地域作業所連絡協議会の事業に係る補助金の交付申請書、交付決定通知や実績報告書、支出関係等の文書	保健福祉部	障害福祉課	廃棄	経理関係の文書が主であるため、廃棄とする。	-		平成2,9,10 年度
33	福祉 子ども みらい 局	福祉 部	障害福祉 課	-	平成20年度 神 奈川県障害者 地域作業所連 絡協議会事業 費補助	1	2	10年	(1年延長)		保健福祉部	障害福 祉課	廃棄	経理関係の文書が主であるため、廃棄とする。	-	-	平成2,9,10 年度
34	福祉 子ども みらい 局	福祉 部	障害福祉 課	_	平成21年度 神 奈川県障害者 地域作業所連 絡協議会事業 費補助	1	2	10年		神奈川県障害者地域作業所連絡協議会の事業に係る補助金の交付申請書、交付決定通知や実績報告書、支出関係等の文書		障害福祉課	廃棄	経理関係の文書が主であるため、廃棄とする。	-		平成2,9,10 年度
35	福祉 子ども みらい 局	福祉部	障害福祉 課		平成18年度 障害者自立支援对策臨時特例交付金事業例交付金事業規作業援等等人行支援事業)執行方伺	1	3	10年		障害者自立支援法の施行に際し、直 ちに移行することが困難な小規模作 業所に対する、平成18年度〜20年 度に限る補助金の交付申請書や実 績報告書、支出関係等の文書		障害福祉課		小規模作業所に対する経 過措置的な補助金である ため、廃棄とする。	-	-	なし
36		福祉部	課		平成19年度 障害者自立支援对策岛時特别会(小人)。 对策争等等等等的,不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是。 对于,不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是	1	3	10年	(2年延長)	障害者自立支援法の施行に際し、直ちに移行することが困難な小規模作業所に対する、平成18年度〜20年度に限る補助金の交付申請書や実績報告書、支出関係等の文書		障害福祉課	廃棄	小規模作業所に対する経 過措置的な補助金である ため、廃棄とする。	-	_	なし
37	福祉 子ども みらい 局	福祉部	障害福祉 課		平成20年度 障害者自立支援对付金额等等等的事業規例交付金(外费者等等等,现象的所等。 下支援事業(行行	1	3	10年		障害者自立支援法の施行に際し、直 ちに移行することが困難な小規模作 業所に対する、平成18年度〜20年 度に限る補助金の交付申請書や実 績報告書、支出関係等の文書		障害福祉課	廃棄	小規模作業所に対する経 過措置的な補助金である ため、廃棄とする。	_	_	なし

		局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別結果	理由	選別基準	細目 基準	保存実績
3		ともいる	福祉部	障害福祉 課	-	指定自立支援 医療機関変更 申請書	1	3	10年	(2年延長)	障害者自立支援法による指定自立 支援医療機関からの所在地の変更、 担当する医師又は歯医者や薬剤師 の変更等の申請書が綴られている文 書	保健福祉部	障害福祉課	廃棄	軽易な内容であるため廃 棄とする。	_		なし
	み 局	こども ならい う	部	障害福祉 課		指定自立支援 医療機関休止• 廃止•再開届出 書	1				障害者自立支援法施行規則に基づ く指定自立支援医療機関の休止・廃 止・再開届出書や、指定医療機関の 指定辞退の申出書が綴られている文 書	祉部	祉課		軽易な内容のため廃棄と する。	-	-	なし
4		こども vらい		生活援護課		普通恩給返戻 (陸軍) 24冊の23	1	4	30年	(10年延長)	旧陸軍軍人に係る普通(加算)恩給 審査票、在職年計算書、履歴書等が 綴られている文書	民生部	援護課	保存	軍人恩給の請求に関する 文書であり、昭和20年以 前の県民の軍歴を記す文 書のため、保存とする。 なお、24冊のうち14~18及 び21がすでに保存となっ ている。			昭和45~ 47,50年度
	み 局	-ども xらい 3	福祉部	生活援護課		普通恩給審査票	1				の進達伺いとして普通恩給審査票、 在職年計算書、履歴書等が綴られて いる文書				軍人恩給の請求に関する 文書であり、昭和20年以 前の県民の軍歴を記す文 書のため、保存とする。			昭和45~ 47,50年度
4		ととも	福祉部	生活援護 課	4828	一時恩給審查票	1	5	30年		旧陸軍軍人のうち、在職期間が3年 以上だが、普通恩給年限に非該当と なる者に係る一時恩給請求の国への 進達伺いとして一時恩給審査票、在 職年計算書、履歴書等が綴られてい る文書		援護課	保存	軍人恩給の請求に関する 文書であり、昭和20年以 前の県民の軍歴を記す文 書のため、保存とする。	(1)ア		昭和51~ 59,61年度

No.	局	部	課	整理番号	対象文	で書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別基準	細目 基準	保存実績
43	福祉 子ども みらい 局	福祉部	生活援護 課	-	39年度(援護法請 進達簿		1	4	30年	(25年延長)	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき請求された遺族年金、給与金、 弔慰金に係る書類を、国へ進達する 際の審査票等関連書類が綴られて いる文書	民生部	援護課		戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
44	福祉 子ども みらい 局	福祉部	生活援護 課	-	40年度(接護法請進達簿		1	6	30年	(24年延長)	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき請求された遺族年金、給与金、 弔慰金に係る書類を、国へ進達する 際の審査票等関連書類が綴られて いる文書	民生部	援護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
45	福祉 子ども みらい 局	福祉部	生活援護 課	-	46年度 『接護法請進達簿		1	5	30年		戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき請求された遺族年金、遺族給与金、弔慰金、遺族一時金に係る書類を、国へ進達する際の審査票等関連書類が綴られている文書	民生部	接護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
46			生活援護課		47年度 『接護法請進達綴		1	8	30年	(17年延長)	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき請求された遺族年金、遺族給与金、 中慰金、遺族一時金に係る書類を、国へ進達する際の審査票等関連書類が綴られている文書	民生部	援護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
47	福祉 子ども みらい 局	福祉部	生活援護課	-	48年度 『 援護法請 進達綴		2	8	30年	(16年延長)	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき請求された遺族年金、遺族給与金、 中慰金、遺族一時金に係る書類を、国へ進達する際の審査票等関連書類が綴られている文書	民生部	援護課		戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
48		福祉 部	生活援護課	-	49年度 阝 援護法請 進達綴		1	6	30年	(15年延長)	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき請求された遺族年金、遺族給与金、弔慰金、遺族一時金に係る書類を、国へ進達する際の審査票等関連書類が綴られている文書	民生部	援護課		戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし

No). 局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別結果	理由	選別基準	細目 基準	保存実績
4	9 福祉 子どい 局	5 部	生活援護 課	-	50年度 陸軍 援護法請求書 進達綴	1	4	30年		戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき請求された遺族年金、遺族給与金、弔慰金、遺族一時金に係る書類を、国へ進達する際の審査票等関連書類が綴られている文書	民生部	援護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
5	0 福祉 子どい 局	5 部	生活援護 課		51年度 陸軍 援護法請求書 進達綴	2	8	30年		戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき請求された遺族年金、遺族給与金、弔慰金、遺族一時金に係る書類を、国へ進達する際の審査票等関連書類が綴られている文書	民生部	接護課		戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
5	1 福祉 子どい みらい 局	5 部	生活援護課		52年度 陸軍 援護法請求書 進達綴	2	6	30年	(12年延長)	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき請求された遺族年金、遺族給与金、弔慰金、遺族一時金に係る書類を、国へ進達する際の審査票等関連書類が綴られている文書	民生部	接護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
5	2 福祉 子どい 局	5 部	生活援護課	_	53年度 陸軍 援護法請求書 進達綴	2	9	30年	(11年延長)	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき請求された遺族年金、遺族給与金、弔慰金、遺族一時金に係る書類を、国へ進達する際の審査票等関連書類が綴られている文書	民生部	接護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
5	3 福祉 子どi みらい 局	5 部	生活援護課	-	54年度 陸軍 援護法請求書 進達綴	1	5	30年	(10年延長)	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき請求された遺族年金、遺族給与金、弔慰金、遺族一時金に係る書類を、国へ進達する際の審査票等関連 書類が綴られている文書	民生部	援護課		戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
5	4 福祉 子どい みらい 局	5 部	生活援護課		55年度 陸軍 援護法請求書 進達綴	1	5	30年	(9年延長)	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき請求された遺族年金、遺族給与金、弔慰金、遺族一時金に係る書類を、国へ進達する際の審査票等関連書類が綴られている文書	民生部	援護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし

No		部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別結果	理由	選別基準	細目 基準	保存実績
5	5 福祉 子どい 局		生活援護 課	-	56年度 陸軍 援護法請求書 進達綴	2	9	30年	昭和56年度 (8年延長)	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき請求された遺族年金、遺族給与金、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	民生部	接護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
5	6 福祉 子ども みらい 局		生活援護課	_	57年度 陸軍 援護法請求書 進達簿	1	8	30年	(7年延長)	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき請求された遺族年金、遺族給与金、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	民生部	接護課		戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
5	7 福祉 子どい みらい 局	福祉部	生活援護 課	-	58年度 陸軍 援護法請求書 進達綴	2	9	30年	(6年延長)	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき請求された遺族年金、遺族給与金、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	民生部	接護課		戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
5	8 福祉 子ども みらい 局		生活援護 課	_	59年度 本県陸 軍 援護法請求 書 進達綴		5	30年	(5年延長)	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき請求された遺族年金、遺族給与金、弔慰金、遺族一時金に係る書類を、国へ進達する際の審査票等関連書類が綴られている文書	民生部	接護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
5	9 福祉 子ども みらい 局		生活援護課	-	60年度 陸軍 援護法 請求書 進達 進達綴	1	4	30年	(4年延長)	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき請求された遺族年金、遺族給与金、弔慰金、遺族一時金に係る書類を、国へ進達する際の審査票等関連書類が綴られている文書	福祉部	援護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
6	0 福祉 子ども みらい 局		生活援護課	-	61年度 陸軍 援護法請求書 進達綴	2	4	30年	(3年延長)	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき請求された遺族年金、遺族給与金、弔慰金、遺族一時金に係る書類を、国へ進達する際の審査票等関連書類が綴られている文書	福祉部	援護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし

No	. 局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成部局	作成 組織	選別結果	理由	選別基準	細目 基準	保存実績
6	1 福祉 子ども みらい 局	福祉部	生活援護 課		61年度 海軍 援護法請求書 進達送付綴	1	4	30年	昭和61年度 (3年延長)	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき請求された遺族年金、遺族給与金、弔慰金、遺族一時金に係る書類を、国へ進達する際の審査票等関連書類が綴られている文書		接護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
6.	2 福祉 子ども みらい 局		生活援護課	_	62年度 海軍 準軍属 援護法 請求書 進達送 付綴	1	2	30年	(2年延長)	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基 づき請求された遺族年金、遺族給与 金、弔慰金、遺族一時金に係る書類 を、国へ進達する際の審査票等関連 書類が綴られている文書	福祉部	接護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
6	3 福祉 子ども みらい 局	福祉 部	生活援護 課	-	62年度 陸軍 援護法請求書 進達簿	1	4	30年	昭和62年度 (2年延長)	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基 づき請求された遺族年金、遺族給与 金、弔慰金、遺族一時金に係る書類 を、国へ進達する際の審査票等関連 書類が綴られている文書	福祉部	接護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
6	4 福祉 子ども みらい 局	部	生活援護課		63年度 陸軍海軍準軍 属 援護法請求 書 進達簿	_	9	30年	(1年延長)	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき請求された遺族年金、遺族給与金、弔慰金、遺族一時金に係る書類を、国へ進達する際の審査票等関連書類が綴られている文書	福祉部	援護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
6	5 福祉 子ども みらい 局	福祉 部	生活援護課	-	援護法再審査 請求書綴S55~ S57	1	4	30年		却下裁定された遺族年金等の再審 査に係る関連書類及び国からの追加 資料の提出依頼等が綴られている文 書		援護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
6	6 福祉 子ども みらい 局		生活援護課	-	接護法再審查 請求書綴S50~ S60	1	2	30年	昭和60年度 (4年延長)	却下裁定された遺族年金等の再審 査に係る関連書類及び国からの追加 資料の提出依頼等が綴られている文 書		援護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし

No	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別結果	理由	選別基準	細目 基準	保存実績
67	福祉をおいる	福祉部	生活援護 課	-	勅令第68号前 公務扶助料進 達裁定名簿	1			(44年延長)	勅令第68号(重症者に係る傷病恩給を除く旧軍人軍属の恩給廃止)以前の公務扶助料に係る進達年月日・裁定年月日等が記載されている文書		地方世 話部	保存	昭和30年以前に作成され、戦争による遺族に対する給付金に関する文書であり、昭和20年以前の県民の軍歴を記す文書のため保存とする。	(3)	27	なし
68	福祉 子 み ら い 局	福祉部	生活援護課		昭和40年 公務 扶助料 進達綴		2	30年		恩給法に基づく扶助料の請求に係る 書類を国へ進達する際の審査票等 関連書類が綴られている文書	民生部	接護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
69	福祉 子ども みらい 局	福祉部	生活援護 課	-	昭和44年 公務 扶助料 進達綴 (自昭和41.3.15 至昭和44.3.31)		10	30年	(21年延長)	恩給法に基づく扶助料の請求に係る 書類を国へ進達する際の審査票等 関連書類が綴られている文書	民生部	接護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
70	福祉 子ども みらい 局		生活援護課		昭和44年 公務扶助料 進達綴		3	30年	(20年延長)	恩給法に基づく扶助料の請求に係る 書類を国へ進達する際の審査票等 関連書類が綴られている文書	民生部	援護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
71	福祉 子ども みらい 局	福祉 部	生活援護課	-	昭和45年度 公務扶助料 進達 綴		8	30年		恩給法に基づく扶助料の請求に係る 書類を国へ進達する際の審査票等 関連書類が綴られている文書	民生部	援護課		戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
72	福祉 子ども みらい 局	福祉 部	生活援護課	-	昭和46年度 公務扶助料 進達綴		4	30年	(18年延長)	恩給法に基づく扶助料の請求に係る 書類を国へ進達する際の審査票等 関連書類が綴られている文書	民生部	援護課		戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし

No	. 局	部	課	整理番号		厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成組織	選別結果	理由	選別基準	細目 基準	保存実績
7	3 福祉 子どい 局		生活援護 課	-	昭和47年度 務扶助料 進 綴	3	30年	昭和47年度 (17年延長)	恩給法に基づく扶助料の請求に係る 書類を国へ進達する際の審査票等 関連書類が綴られている文書	民生部	接護課		戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
7	4 福祉 子どい みらい 局		生活援護 課	-	昭和48年度 務扶助料 進 簿	5	30年		恩給法に基づく扶助料の請求に係る 書類を国へ進達する際の審査票等 関連書類が綴られている文書	民生部	接護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
7	5 福祉 子ども みらい 局		生活援護課	_	昭和49年度 務扶助料 進 簿	5	30年	(15年延長)	恩給法に基づく扶助料の請求に係る 書類を国へ進達する際の審査票等 関連書類が綴られている文書	民生部	接護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
7	6 福祉 子ども みらい 局	部	生活援護課		昭和52.5~55 公務扶助料 達簿	8	30年	昭和55年度 (9年延長)	恩給法に基づく扶助料の請求に係る 書類を国へ進達する際の審査票等 関連書類が綴られている文書	民生部	援護課		戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
7	7 福祉 子ども みらい 局		生活援護課	-	昭和55.3~57 年度 公務扶 料 進達綴	5	30年	昭和57年度 (7年延長)	恩給法に基づく扶助料の請求に係る 書類を国へ進達する際の審査票等 関連書類が綴られている文書	民生部	援護課		戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
7	8 福祉 子ども みらい 局		生活援護 課		公務扶助料· 例扶助料 本 審査票綴(昭 58.5.8~昭 61.2.12)	4	30年	(4年延長)	恩給法に基づく扶助料の請求に係る 書類を国へ進達する際の審査票等 関連書類が綴られている文書	福祉部	援護課		戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし

No.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別結果	理由	選別基準	細目 基準	保存実績
79		福祉部	生活援護 課	-	昭和48年法律60号 公務扶助料 加 算改定 請求書 綴 海軍3-1~3-3	3	23	30年	昭和49年度 (15年延長)	恩給法等の一部を改正する法律に 基づき請求された、扶助料改定請求 書を国へ進達する際の審査票、改定 履歴申立書、履歴書等が綴られてい る文書		接護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
80		福祉 部	生活援護課	-	昭和49年度~ 昭和52年度 陸 扶助料改定 請求書 進達綴	1	9	30年		恩給法等の一部を改正する法律に 基づき請求された、扶助料改定請求 書を国へ進達する際の審査票、改定 履歴申立書、履歴書等が綴られてい る文書	民生部	援護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
81	福祉 子ども みらい 局	福祉部	生活援護 課	-	53~57年度 扶助料加算改 定 請求書進達 綴(陸軍)	1	2	30年	昭和57年度 (7年延長)	恩給法等の一部を改正する法律に 基づき請求された、扶助料改定請求 書を国へ進達する際の審査票、改定 履歴申立書、履歴書等が綴られてい る文書	民生部	接護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
82		福祉部	生活援護課	-	53~57年度 扶助料改定 請求書綴 海軍	1	4	30年	昭和57年度 (7年延長)	恩給法等の一部を改正する法律に 基づき請求された、扶助料改定請求 書を国へ進達する際の審査票、改定 履歴申立書、履歴書等が綴られてい る文書	民生部	援護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
83		福祉部	生活援護課	-	扶助料改定請 求書(海軍) 58年度~59年 度	1	7	30年	昭和59年度 (5年延長)	恩給法等の一部を改正する法律に 基づき請求された、扶助料改定請求 書を国へ進達する際の審査票、改定 履歴申立書、履歴書等が綴られてい る文書	民生部	援護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
84	福祉 子ども みらい 局	福祉部	生活援護課	-	扶助料改定請 求書(海軍) 59年度~60年 度	1	7	30年	昭和60年度 (4年延長)	恩給法等の一部を改正する法律に 基づき請求された、扶助料改定請求 書を国へ進達する際の審査票、改定 履歴申立書、履歴書等が綴られてい る文書	福祉部	援護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし

No		部	課	整理番号			厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別結果	理由	選別基準	細目 基準	保存実績
85	福祉 子ども みらい 局	福祉 部	生活援護課	-	公扶関係 進達簿	1	1	30年		戦没者名、請求者名、進達年月日が 記載された公務扶助料請求者の進 達簿	民生部	援護課	保存	戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ るため、保存とする。	(1)ア	27	なし
86		福祉 部	生活援護 課	-	弔慰金・遺族年 金・公務扶助料 等の請求処理 経過綴	2	6	10年		弔慰金・遺族年金・遺族給付金・遺族一時金・公務扶助料に係る請求者、厚生省への進達年月日等が記載されている台帳。年月日の記載はあるが、最終的な処理済年度は不明。	_	_		戦争による遺族に対する 給付金に関する文書であ り、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のた め、保存とする。	(1)ア	27	なし
87			生活援護 課		旧1 支那事変 戦没者名簿 郡 部		5	30年		日中戦争による戦没者に係る死亡年 月日、死亡場所、遺族、特別賜金等 の請求状況、弔慰金の交付状況等 が記載されている名簿。各年月日の 記載はあるが、最終的な処理済年度 は不明。	-	-		H 1// 1 5/1331 11/916	(1) <i>T</i> (3)	27	なし
88	3 福祉 子みらい 局		生活援護 課	_	旧1号 昭12年 度以降帰郷後 戦没者名簿	1	2	30年		昭和12年度以降、帰郷後に死亡した 戦没者に係る死亡年月日、死亡場 所、遺族、特別賜金等の裁定状況等 が記載されている名簿。裁定年月日 の記載はあるが、最終的な処理済年 度は不明。				昭和30年以前に作成され、昭和20年以前の県民の軍歴を記す文書のため保存とする。	(1) \mathcal{F} (3)	27	なし
89	福祉子みらい局	福祉部	生活援護課		旧2号 支那事変 (横浜市、川崎市、横須賀市、 小田原市、平塚市、藤沢市、鎌倉市)		9	30年		日中戦争による戦没者に係る死亡年 月日、死亡場所、遺族、特別賜金等 の請求状況、弔慰金の交付状況等 が記載されている名簿。各年月日の 記載はあるが、最終的な処理済年度 は不明。	-	_	保存	昭和30年以前に作成され、昭和20年以前の県民の軍歴を記す文書のため保存とする。	(1) T (3)	27	なし

No	. 局	部	課	整理番号		冊数	厚さ	別旧	内容	作成 部局	作成 組織	選別結果	理由	選別基準	細目 基準	保存実績
9	0 福祉 子ども みらい 局	福祉 部	生活援護 課	-	旧3号 昭16.12.8以後 戦没者	1	2	30年	戦没者に係る死亡年月日、死亡場所、遺族、特別賜金等の請求状況、 弔慰金交付状況等が記載されている 名簿。各年月日の記載はあるが、最 終的な処理済み年度は不明。				戦争名は明記されていないが、昭和30年以前に作成され、昭和20年以前の県民の軍歴を記す文書のため保存とする。	(1) \(\tau \) (3)	27	なし
9	1 福祉 子ども みらい 局	福祉 部	生活援護課	-	旧4号 入寄留者之部 支那事変戦没 者名簿	1	3	30年	日中戦争により戦没した本県寄留者に係る死亡年月日、死亡場所、遺族、特別賜金等の請求状況、弔慰金の交付状況等が記載されている名簿。各年月日の記載はあるが、最終的な処理済み年度は不明。				昭和30年以前に作成され、昭和20年以前の県民 の軍歴を記す文書のため 保存とする。	(1) \(\tau \) (3)	27	なし
9	2 福祉 子ども みらい 局		生活援護課	_	旧5号 戦没連隊名簿	1	3	30年	歩兵第二百十連隊に所属していた 戦没者に係る遺族等が記載されてい る郡市区別の名簿。死亡年月日の記 載はあるが、最終的な処理済み年度 は不明。				戦争名は明記されていないが、昭和30年以前に作いされ、昭和20年以前の県民の軍歴を記す文書のため保存とする。	(1) \(\tau \) (3)	27	なし
9	3 福祉 子ども みらい 局	福祉 部	生活援護課	-	旧6号 中区	1	5	30年	戦没者に係る死亡年月日、死亡場所、遺族、特別賜金等の請求状況、 弔慰金の交付状況等が記載されている名簿。各年月日の記載はあるが、最終的な処理済年度は不明。			, .	戦争名は明記されていないが、昭和30年以前に作成され、昭和20年以前の県民の軍歴を記す文書のため保存とする。	(1) \(\tau \) (3)	27	なし
9	4 福祉 子ども みらい 局	福祉部	生活援護課	-	旧7号 昭16.12.8以後 (鎌倉市、藤沢 市、小田原市)	1	1	30年	戦没者に係る死亡年月日、死亡場所、遺族、特別賜金等の請求状況、 弔慰金の交付状況等が記載されて いる名簿。各年月日の記載はある が、最終的な処理済年度は不明。	_	_		戦争名は明記されていないが、昭和30年以前に作成され、昭和20年以前の県民の軍歴を記す文書のため保存とする。	(1) T (3)	27	なし
9	5 福祉 子ども みらい 局	福祉 部	生活援護課	-	旧8号 (足柄上郡足柄 下郡、愛甲郡)	1	1	30年	戦没者に係る死亡年月日、死亡場所、遺族、特別賜金等の請求状況、 弔慰金の交付状況等が記載されている名簿。各年月日の記載はあるが、最終的な処理済年度は不明。	-	-		戦争名は明記されていないが、昭和30年以前に作成され、昭和20年以前の県民の軍歴を記す文書のため保存とする。	(1) \mathcal{T} (3)	27	なし

N). 局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
Ć	6 福祉 子どい みらい 局	5 部	生活援護 課	-	旧9号 昭16.12.8以後 (鎌倉市、三浦 郡、津久井郡)	1	1	30年		戦没者に係る死亡年月日、死亡場所、遺族、特別賜金等の請求状況、 弔慰金の交付状況等が記載されている名簿。各年月日の記載はあるが、最終的な処理済年度は不明。	_		保存	戦争名は明記されていないが、昭和30年以前に作成され、昭和20年以前の県民の軍歴を記す文書のため保存とする。	(1) T (3)	27	なし
Ç	7 福祉 子どい みらい 局	部	生活援護 課	-	旧10号 (神奈川区、保 土ヶ谷区、磯子 区)	1	2	30年		戦没者に係る死亡年月日、死亡場 所、遺族、特別賜金等の請求状況、 弔慰金の交付状況等が記載されて いる名簿。各年月日の記載はある が、最終的な処理済年度は不明。	-	-	保存	De 1 Brond 1 B	(1) \(\tau \) (3)	27	なし
Ç	8 福祉 子どい みらい 局	5 部	生活援護 課	-	旧11号 (平塚市、川崎 市、横須賀市)	1	3	30年		戦没者に係る死亡年月日、死亡場所、遺族、特別賜金等の請求状況、	-	-	保存	戦争名は明記されていないが、昭和30年以前に作成され、昭和20年以前の県民の軍歴を記す文書のため保存とする。	(1) \(\tau \) (3)	27	なし
Ç	9 福祉 子どい みらい 局	5 部	生活援護 課	-	旧12号 (高座郡、中郡)	1	2	30年		戦没者に係る死亡年月日、死亡場所、遺族、特別賜金等の請求状況、 弔慰金の交付状況等が記載されている名簿。各年月日の記載はあるが、最終的な処理済年度は不明。	-	-		5 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(1) \(\tau \) (3)	27	なし
1	00 福祉 子どい みらい 局	部	生活援護課	_	旧13号 (鶴見区、港北 区、戸塚区)	1	2	30年		戦没者に係る死亡年月日、死亡場所、遺族、特別賜金等の請求状況、 弔慰金の交付状況等が記載されている名簿。各年月日の記載はあるが、最終的な処理済年度は不明。	-	_		Did History Haden - 0.	(1) \(\tau \) (3)	27	なし

N	lo.	局	部	課	整理番号		冊数	厚さ		処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別結果	理由	選別基準	細目 基準	保存実績
	A. F.	ととらい	福祉	生活 援護 課		死(川区区土区崎市倉市逗市木市野中愛郡足亡見、南金谷港、平、茅市大市、市郡甲足下原、区、区、区北横塚小ケ、和相浦三高、柄水区、区、区須市田崎藤市模市浦座津上)、で、区、区須市田崎藤市模市浦座津上)、領、原、東、賀、原市沢、原、郡郡久郡、原、中子保塚川 鎌、、原、東、、井、	28	50	30年		戦没者に係る死亡年月日、死亡場所、遺族、公報を発した年月日、遺骨伝達状況等が記載されている本籍地別の原簿。各年月日の記載はあるが、最終的な処理済年度は不明。			保存	いが、昭和30年以前に作成され、昭和20年以前の 県民の軍歴を記す文書の ため保存とする。	(1) <i>T</i> (3)		なし
1	J,	国祉 Pども Pらい 引	福祉部	生活援護 課	-	死没者原簿 他 県軍人	1	ധ	30年	不明	遺族の本籍地が本県以外の戦没者 に係る原簿。戦没者の死亡年月日、 死亡場所等が記載されているが、最 終的な処理済年度は不明。				D . 4 1 / 4/11 = 1	(1) \mathcal{F} (3)	27	なし
1		そども よらい		生活援護課	_	他県本籍戦没 者死亡公報戦 後発送名簿	1	3	30年		遺族の本籍地が本県以外の戦没者 に係る原簿。戦没者の氏名、死亡年 月日、死亡場所等の記載はあるが、 最終的な処理済年度は不明。	_	_		戦争名は明記されていないが、昭和30年以前に作成され、昭和20年以前の県民の軍歴を記す文書のため保存とする。	(1) <i>T</i> (3)	27	なし
1	J,	畐祉 子ども けらい 司	福祉 部	生活援護課		死亡者原簿(一 般邦人)	1	3	30年	不明	戦没した邦人に係る死亡年月日、死亡場所、遺族、生死不明日付、遺骨 亡場所、遺族、生死不明日付、遺骨 伝達状況等が記載されている名簿。 各年月日の記載はあるが、最終的な 処理済年度は不明。	-	-		Did History Haden's Gr	(1)\mathcal{T} (3)	27	なし

No). 局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別結果	理由	選別基準	細目 基準	保存実績
10	5 福祉 子どい 局	部	生活援護 課	-	用慰金裁定通 知書	30	158	10年		国が作成した、弔慰金の額、受給権者の氏名、戦没者名等が記載されている弔慰金裁定通知書の綴り。通知年月日の記載はあるが、最終的な処理済年度は不明。	-		保存	昭和30年以前に作成され、戦争による遺族に対する給付金に関する文書であり、昭和20年以前の県民の軍歴を記す文書のため保存とする。	(3)	27	なし
10	86 福祉 子どい みらい 局	部	生活援護課	-	用慰金裁定通 知書	20	70	10年		国が作成した、弔慰金の額、受給権者の氏名、死亡者の氏名等が記載されている弔慰金の裁定通知書の写し及び戦没者原票の写しが、旧海軍の鎮守府別及び準軍属別となった綴り。通知年月日の記載はあるが、最終的な処理済年度は不明。				昭和30年以前に作成され、戦争による遺族に対する給付金に関する文書であり、昭和20年以前の県民の軍歴を記す文書のため保存とする。	(3)	27	なし
10	77 福祉 子どい みらい 局	部	生活援護課	-	陸軍 文官遺族 扶助料処理名 簿	1	2	30年		陸軍文官の戦没者に係る死亡年月日、遺族、進達年月日、裁定年月日が記載されている名簿。各年月日の記載はあるが、最終的な処理済年度は不明。	-	-		の軍歴を記す文書のため保存とする。	(1) T (3)	27	なし
10	8 福祉 子らい 局	部	生活援護 課	_	扶助料名簿1,2	2	ω ω	30年		扶助料の請求に係る戦没者名、死亡年月日、遺族、請求書進達年月日が記載されている名簿。各年月日の記載はあるが、最終的な処理済年度は不明。		1		昭和30年以前に作成され、戦争による遺族に対する給付金に関する文書であり、昭和20年以前の県民の軍歴を記す文書のため保存とする。	(3)	27	なし
10	9 福祉 子どい みらい 局	部	生活援護 課	-	扶助料簿(三号)	1	1	30年		扶助料の請求に係る戦没者名、官職、請求者名、受付年月日、進達年月日等が記載されている名簿。各年月日の記載はあるが、最終的な処理済年度は不明。	-	-		昭和30年以前に作成され、戦争による遺族に対 れ、戦争による遺族に対 する給付金に関する文書 であり、昭和20年以前の県 民の軍歴を記す文書のた め保存とする。	(3)	27	なし

N	0.	局	部	課	整理番号	対象文書	冊数	厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別 結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
1		子ども ならい	福祉部	生活援護 課		扶助料簿 (北海道、奥 京、大 京、大 中中国、 大 九 里、九 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八		32	30年	不明	遺族の本籍地が本県以外の戦没者 に係る扶助料の請求書送付台帳及 び回送のあった裁定通知の綴り。各 年月日の記載はあるが、最終的な処 理済年度は不明。	-	-	保存	昭和30年以前に作成され、戦争による遺族に対する給付金に関する文書であり、昭和20年以前の県民の軍歴を記す文書のため保存とする。	(3)	27	なし
1	Ę	そども みらい	福祉	生活援護 課		扶助料度、一区、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、		57	30年		扶助料の請求に係る戦没者名、官職、請求者、受付年月日、進達年月日、進達年月日、裁定年月日等が記載されている台帳。各年月日の記載はあるが、最終的な処理済年度は不明。	_			昭和30年以前に作成され、戦争による遺族に対する給付金に関する文書であり、昭和20年以前の県民の軍歴を記す文書のため保存とする。	(3)	27	なし

No.		部	課	整理番号				保存 期間		内容	作成部局	作成 組織	選別結果	理由	選別 基準	細目 基準	保存実績
	みらい	福部	生活援護		遺金受(川区土区沢川市倉三市厚市秦町郡甲郡足縄族公グの場区、ケ、区崎、市浦、木、野、、郡、村、安、湾区中区区子港、塚逗、ケ、模、和座津柄郡、区、、区北横市子藤崎小原葉市郡久上、、田、、区、、区、横市子藤崎小原葉市郡久上、、京、、区、、区須、市沢市田市山、、井郡沖、村、大、西、安金、賀鎌、、原、中愛			10年		遺族年金・弔慰金・公務扶助料の請求に係る戦没者名、申請年月日、進達年月日、裁定年月日、年金請求者等が記載されている台帳。各年月日の記載はあるが、最終的な処理済年度は不明。			保存	昭和30年以前に作成され、戦争による遺族に対する給付金に関する文書であり、昭和20年以前の県民の軍歴を記す文書のため保存とする。	(3)	27	なし
113	福祉 子ども みらい 局	福祉 部	生活援護 課	-	遺族年金·弔慰 金·公務扶助料 受付簿 (軍属索引)	1	3	10年	不明	旧軍属の遺族年金・弔慰金・公務扶助料の請求に係る戦没者名、本籍地、裁定年月日が記載されている台帳。裁定年月日の記載はあるが、最終的な処理済年度は不明。詳細がNo.114(下段)に記載されている。	_	_	保存	昭和30年以前に作成され、戦争による遺族に対する給付金に関する文書であり、昭和20年以前の県民の軍歴を記す文書のため保存とする。	(3)	27	なし

Vo.	局	部	課	整理番号			厚さ	保存 期間	処理済年度	内容	作成 部局	作成 組織	選別結果	理由	選別基準	細目 基準	保存実績
みた。	子どもい		生活援護		遺金受(磯区土区見南須市平市藤郡座郡津郡族公衛属と金谷戸、区区賀、塚、沢三、足井の東京、沢区塚港西、田、ケ、浦足柄郡市、田、ケ、浦足柄郡郡、中、区、临市倉市甲、上郡中京、中、区、崎市倉市甲、上郡中東、は、崎市倉市甲、上郡中東、は、崎市倉市甲、上郡中東、は、崎市倉市甲、上郡中東、は、崎市倉市甲、上郡中東、は、崎市倉市甲、上郡中東、は、崎市倉市東郡中、上郡中東、は、崎市倉市東郡を、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、	6		10年		旧軍属の遺族年金・弔慰金・公務扶 助料の請求に係る戦没者名、申請年 月日、進達年月日、裁定年月日、年 金請求者等が記載されている台帳。 各年月日の記載はあるが、最終的な 処理済年度は不明。				昭和30年以前に作成され、戦争による遺族に対する給付金に関する文書であり、昭和20年以前の県民の軍歴を記す文書のため保存とする。	(3)	27	なし
J	国社 子らい 引	福祉部	生活援護 課	-	海軍公扶	1	2	30年		旧海軍遺族による扶助料の請求に 係る戦没者名、請求者、請求書送付 年月日、裁定年月日等が記載されて いる台帳。各年月日の記載はある が、最終的な処理済年度は不明。				昭和30年以前に作成され、戦争による遺族に対する給付金に関する文書であり、昭和20年以前の県民の軍歴を記す文書のため保存とする。	(3)	27	なし
7	畐祉 子ども みらい 引		生活援護 課	_	中区、西区、南区、磯子区、金沢区、神奈川区		1	30年		弔慰金等の請求に係る戦没者名、請求者、請求書送付年月日、裁定年月日等が記載されている台帳。各年月日の記載はあるが、最終的な処理済年度は不明。	_	_		昭和30年以前に作成され、戦争による遺族に対する給付金に関する文書であり、昭和20年以前の県民の軍歴を記す文書のため保存とする。	(3)	27	なし